

◎新潟県告示第1222号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和3年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
1,000 リットル	N04802049	1	新潟市北区太夫浜1933-3 有限会社 金田燃料店